



2015年8月10日

各 位

会 社 名 J ト ラ ス ト 株 式 会 社
代表者の役職名 代表取締役社長 藤 澤 信 義
(コード番号 8 5 0 8)
(上場取引所 東京証券取引所 市場 第 2 部)
問い合わせ先 執行役員経理部長 常 陸 泰 司
電 話 番 号 0 3 - 4 3 3 0 - 9 1 0 0

債務不存在確認訴訟の訴状提出に関するお知らせ

当社は、本日付で下記のとおり債務不存在確認訴訟（以下、「本件訴訟」といいます。）の訴状を東京地方裁判所に提出いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の内容

- (1) 訴訟を提起した裁判所 東京地方裁判所
- (2) 訴訟を提起した年月日 2015年8月10日
- (3) 訴訟の相手方（被告）
- ① Weston Capital Advisors, Inc.（以下、「WCAI社」といいます。）
 - ② Weston International Asset Recovery Corporation, Inc.（以下、「WIARCI社」といいます。）
- (4) 請求の趣旨
- ① 被告WCAIが、原告に対して、別紙債権目録1記載の債権を有しないことを確認する
 - ② 被告WIARCIが、原告に対して、別紙債権目録2記載の債権を有しないことを確認する
 - ③ 訴訟費用は被告の負担とするとの判決を求める。
- (5) 訴状・別紙債権目録1
- ① PT Bank JTrust Indonesia Tbk.（旧商号：PT Bank Mutiara Tbk. 以下、「Jトラスト銀行」といいます。）が被告WCAIに対して負うとされる同銀行発行の転換社債上の債務に関する、被告WCAIの原告に対する同債務相当額の支払請求権。
 - ② Jトラスト銀行が被告WCAIに対して負うとされる同銀行発行の転換社債上の債務に関する、被告WCAIの原告に対する不法行為に基づく損害賠償請求権。
- (6) 訴状・別紙債権目録2
- ① Jトラスト銀行が被告WIARCIに対して負うとされる同銀行発行の転換社債上の債務に関する、被告WIARCIの原告に対する同債務相当額の支払請求権。

- ② J トラスト銀行が被告W I A R C I に対して負うとされる同銀行発行の転換社債上の債務に関する、被告W I A R C I の原告に対する不法行為に基づく損害賠償請求権。

2. 訴訟の提起に至るまでの経緯

本件訴訟の提起に至るまでの経緯として、当社が現在までに認識、把握しているものは、以下のとおりとなります。

(1) 2013 年のモーリシャス共和国における判決¹

2014 年 11 月の当社による子会社化に先立つ 2012 年 12 月、当時、インドネシア預金保険機構の管理下にあった J トラスト銀行は、同行が 2008 年 11 月に経営破綻するよりも前に発行したとされる強制転換社債（以下、「本件転換社債」といいます。）に関連して、First Global Funds Limited PPC（以下、「F G F L 社」といいます。）及び Weston International Asset Recovery Company Limited（以下、「W I A R C O 社」といいます。）から、それぞれモーリシャス共和国において訴訟の提起を受けました。これらの訴訟の提起を受け、同国の裁判所は、2013 年 2 月、J トラスト銀行に対し、F G F L 社に約 1,800 万米ドル、W I A R C O 社に約 6,500 万米ドルをそれぞれ支払うよう命じる判決を下したとされております（以下、かかる判決を総称して「2013 年判決」といいます。）。

(2) 2013 年判決に基づく米国での請求²

W I A R C O 社から J トラスト銀行に対する債権を譲り受けたとする W I A R C I 社、及び F G F L 社から J トラスト銀行に対する債権を譲り受けたとする W C A I 社は、2013 年判決に基づき、米国ニューヨーク南地区の連邦地方裁判所において、J トラスト銀行に対し、それぞれ約 8,000 万米ドル及び約 1,800 万米ドルの支払いを求める訴訟（以下、総称して「米国訴訟」といいます。）を提起いたしました。かかる訴訟の提起を受け、2013 年 10 月、連邦地方裁判所は、2013 年判決の支払いのため、J トラスト銀行が米国において有する預金口座に対する差押命令を発出し、W C A I 社は、当該差押命令に基づき、J トラスト銀行が有していた預金債権約 360 万米ドルを收受いたしました。

しかしながら、その後、連邦地方裁判所は、当該差押命令を無効とするとともに、当該差押命令により回収した金員を J トラスト銀行に返還するよう、W C A I 社に命じました。にもかかわらず、W C A I 社は当該金員を返還しなかったため、2014 年 7 月、連邦地方裁判所は、W C A I 社の行為が法廷侮辱に該当するとして、当該金員が返還されるまで、ニューヨーク南地区において、W I A R C I 社、W C A I 社及び両社の関係法人による J トラスト銀行に対する訴訟の進行を禁止する決定を下しました。

当該決定により米国訴訟は全て中断していたところ、2015 年 7 月、米国訴訟のうち W I A R C I 社が原告であるものについて、原告による訴えの取下げがなされました。一方、米国訴訟のうち W C A I 社を原告とするものは、①W C A I 社だけでなく、W I A R C I 社を含む同社の複数の関連法人及び同社の代表者である John R. Liegey 氏が一体として法廷侮辱に該当すること、及び②当該法廷侮辱行為に対する制裁を科すことの 2 点を求める J トラスト銀行の申立てについて、連邦地方裁判所が決定を下すまで係属することとされております。

¹ (1) の記述は、後述する米国訴訟（その定義は 2. (2) をご参照ください。）において、W I A R C I 社、W C A I 社から連邦地方裁判所に提出された資料及び J トラスト銀行による 2015 年 7 月 22 日付報道発表（以下、「本件発表」といいます。その内容につきましては、2015 年 7 月 22 日付で開示いたしました「当社インドネシア子会社による報道発表に関するお知らせ」をご参照ください。）に基づくものです。

² (2) の記述は、本件発表及び J トラスト銀行の米国訴訟（その定義は(2)の本文をご参照ください。）における代理人弁護士からの報告に基づくものです。

(3) 2015 年のモーリシャス共和国における判決³

2015 年 5 月、① J トラスト銀行が 2013 年判決の判決額を支払わなかつたこと、また、②当社が J トラスト銀行に対し 2013 年判決について支払いをしないよう指示したことなどを請求の原因とする、F G F L 社、W I A R C I 社、W C A I 社及び W I A R C O 社（以下、これらを総称して「ウェ斯顿関連法人」といいます。）からの申立てに基づき、モーリシャス共和国の裁判所は、当社及び J トラスト銀行に対し、総額約 1 億 1,000 万米ドルの支払いを命じる判決を下したとされております（以下、かかる判決を「2015 年判決」といいます。）。

3. 一連の判決等に対する当社及び J トラスト銀行の見解

(1) 2013 年判決及び 2015 年判決に対する J トラスト銀行の見解

本件発表にもありますように、J トラスト銀行の記録上、相手方当事者に対する債務は存在しておらず、加えて、同行がインドネシア共和国の弁護士事務所に確認したところによれば、同国においてモーリシャス共和国の判決が効力を有することはないとのことです。また、同行が資産を有している国についても、同行は、弁護士事務所との協議に基づき、2013 年判決及び 2015 年判決がそれらの国において同行に対して執行されることもないはずであると考えております。したがって、J トラスト銀行は、2013 年判決及び 2015 年判決は同行に影響を及ぼすものではないと考えております。

(2) 米国訴訟に対する J トラスト銀行の見解

本件発表にもありますように、J トラスト銀行は、同行が差押えを受けた金員の返還、及び W C A I 社とその関係者に対する法廷侮辱の適用とそれに伴う適切な制裁を科すことを引き続き求めていく方針です。

(3) 2015 年判決に対する当社の見解

当社といたしましては、3. (1) の J トラスト銀行の見解にもありますように、2015 年判決におけるウェ斯顿関連法人の主張についてそもそも理由がないと考えております。さらに、モーリシャス共和国の裁判所により当該判決がなされるまでの過程において、当社に対して適法な送達や呼出しはいずれも行われていないことから、こうした訴訟に詳しい国内外の弁護士事務所等と確認、協議のうえ、当該判決は当社が資産を有する全ての国において効力を有するものではないと理解しております。結論として、2015 年判決が当社に及ぼす影響はないものと考えております。

なお、2015 年 6 月 8 日付で開示いたしました「当社に関する報道について」も合わせてご参照ください。

4. 訴訟の提起に至った理由

前述のとおり、2015 年判決が当社に影響を及ぼすことはないものと考えておりますが、このたび、当社は、以下の理由により、本件訴訟を提起することを決定いたしました。

- ・ 2015 年判決に係る報道がなされて以降、当該報道に関する問合せが寄せられており、株主の皆さまをはじめとするステークホルダーの皆さまに 2015 年判決が当社に影響を及ぼすものではないことをご理解いただくには、債務不存在確認判決を受けることが最も適切であると考えられること。

³ (3) の記述は、2015 年判決（その定義は(3)の本文をご参考ください。）に関する 2015 年 6 月 5 日付の Bloomberg による報道、並びに W I A R C I 社から当社及び J トラスト銀行に送付された 2015 年判決の判決文とされる書類に基づくものです。

- ・ ウエストン関連法人の代理人弁護士が、2015年判決に係る判決文などを当社やJトラスト銀行の関係先に送りつけるなどの事象が発生しており、当該2015年判決に対する当社の立場を明確にする必要があること。
- ・ 米国訴訟の時と同様、今後、2015年判決に基づく種々の裁判手続が国内外でなされる可能性があるところ、債務不存在確認訴訟を提起することで、これらの裁判手続の申立てに対する抑止効果が期待され、結果として、応訴コストの削減が見込まれること。

今後、当社は、本件訴訟を通じて、ウェストン関連法人に対して債務を負っていないことの確認を求めていく予定です。

5. 今後の見通し

2013年判決、米国訴訟、2015年判決及び本件訴訟に関し、現時点では業績に与える影響はないものと考えておりますが、今後、これらの訴訟の状況及び業績に与える影響について開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上